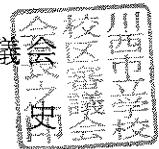


平成 27 年 6 月 30 日

川西市教育長 牛 尾 巧 様

川西市立学校校区審議会

会長 山 内 乾



川西市立学校校区に関する意見について（答申）

平成 26 年 11 月 20 日に諮問のありました標記の件について、慎重に審議を行った結果、次のとおり答申いたします。

# 答申書

平成27年6月30日

川西市立学校校区審議会

# 川西市立学校校区に関する意見について

## はじめに

川西市立学校校区審議会は平成6年に初めて開催されて以来、川西市における学校校区のあり方について様々な角度から調査、審議し提言をしてきた。そして、これまでの審議会答申の中でも示しているとおり、学校校区の設定にあたり道路や河川等の地理的状況のほか、地域の歴史的な経緯や実情を考慮しつつ、効果的な学校運営や教育機会の均等などを十分検討のうえ設定することとしている。

また、国においては全国的な少子化傾向をうけ、少子化対策推進の取り組みを進める一方、平成15年4月1日に施行された学校教育法施行規則の改正で通学区域制度の弾力化が明記され、更に平成27年1月には、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(以下「手引き」)が文部科学省から公表された。この手引きによると児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていく場所として学校を位置づけている。また、長らく「地域の核」として学校を中心とした地域コミュニティとの結びつきについても触れられており、学校の存在については、これらの背景を抜きにして語ることが出来ず、言い換えれば、このことを校区の問題と切り離して議論できないと云える。

このように、本審議会においては、今後さらに進む少子化社会にあって、将来の都市像を想定しながら、諮問された事項について慎重に審議を重ねたが、校区の妥当性のみについて議論する限界を感じ、学校統合やまちづくりに踏み込まずに意見表明することは出来ないと考え、以下のとおり答申するものである。

教育委員会におかれでは、本答申の内容を尊重し、本審議会規則の見直しのほか、施策に反映されることを望むものである。

### 1. 川西市の今後の学校校区のあり方について

「各学校の教育の十全な展開と学校間の教育上における平等性の確保」、「通学上の安全の保持」及び「校区と地域の関係性への配慮」を三つの原則とし総合的に勘案し、校区を設定すべきである。

平成24年12月21日付答申のとおり、本市では、小学校では昭和55年度15,993人をピークに、また、中学校では昭和60年度の8,024人をピークに、児童・生徒数が減

少し、平成 27 年 5 月には小学校 8,326 人、中学校 4,380 人になっており、各地域の年齢構成の変化などにより、各学校の規模に大きな格差が出ている状況がある。(資料 1)

本審議会では、少子化の進行に伴う児童・生徒数の減少など、今後の社会状況の変化を見込み、効果的な学校運営や教育機会の均等、地域社会との関係など、単に校区の妥当性についてのみ議論するのではなく、今後のまちづくりとの密接な関係についても慎重に審議を進めてきた。

その結果、校区の決定にあたっては、第一義に「各学校の教育の十全な展開と学校間の教育上の平等性の確保」があり、これが最も重要な原則であると考える。教育の機会均等とその水準の維持向上という学校教育の本旨に鑑み、各学校の特徴を生かしつつ、学校間の規模の差によって教育環境が著しく不平等にならないよう、子ども達にそれを保障することが学校の基本的な責務だからである。

次に重要な原則として、「通学上の安全の保持」が挙げられる。それぞれの通学路の安全性については一概に図ることは困難であるが、天候、高低差、交通量、人通り、そのほか低学年の場合や通学に必要な時間など様々な要素を検討し、実際に歩いて確認することが必要である。学校統合などによって大きな条件変更が行われる場合に、それぞれの校区の通学路の現状が最適であるという前提ではなく、安全性を再検討すべきことは言うまでもない。教育委員会におかれでは、統合によって通学距離が伸び通学路を変更されることになるため、あらためて通学上の安全を保持すべく不断の努力をするよう求めるものである。

最後に歴史的経緯や地形を背景にした「校区と地域の関係性への配慮」である。

「手引き」にもあるとおり、学校と地域は密接に関わっていることから、その関係性に十分配慮すべきである。「私たちの学校」として学び、卒業校への愛着が地域愛に通じ、地域活性化に役立っている一方、学校を舞台とした地域活動では、自然や人材などの資源において学校が寄与する部分も大きく、地域から学校、学校から地域という相互の協力関係が成立している。そのような中、教育委員会が更なる少子化の進行を見込み、学校統合などの方向性を示す場合、その地域に対するまちづくりの方針などをはじめ、地元住民に対する十分な説明が必要であろう。

このようなことから当審議会としては、今後のまちづくりについて学校と地域の密接な関係性に十分配慮していただきたいと願うものである。

## 2. 川西市立小学校の校区に関すること

### (1) 多田グリーンハイツ地区における校区について

本審議会は、緑台小学校と陽明小学校を統合せざるを得ないと認める。なお、統合後の校区は、両校区を統合した校区とすることが妥当であるが、統合後に通学距離が遠くなる場合などの子ども達の負担に対して、隣接する他校区への校区外就学を認めるなど個々の実情に応じた丁寧な対応が必要と判断する。

多田グリーンハイツは、昭和40年代に開発された大規模団地の一つで、近年では高齢化が急速に進んでおり、今後の人口推計を勘案しても、児童数・生徒数が劇的に増える見込みはない。(資料2)

また、児童数から見込んだ教員配置数が極めて少数となり(資料3)、隣接の学校間での規模の格差によって、第1原則の「教育の十全な展開と学校間の教育上における平等性の確保」が困難な状況が予想される。学級数や学校当たりの児童数の減少等による学校運営上の具体的課題については、「手引き」第2章でも触れられているが(資料4)、このような状況を考慮のうえで、教育的見地から今後の緑台小学校及び陽明小学校を検討すると、統合せざるを得ないものと本審議会は判断する。

つぎに、第2原則、第3原則に立ち、通学上の安全及び校区と地域の関係性への配慮の観点から検討すると、通学距離が延びてしまうケースはあるものの、距離、時間ともに文部科学省の基準内であり、さらに緑台小学校区及び陽明小学校区は一つのコミュニティであることから、両校統合後にそれぞれの校区を一体とすることは妥当性が認められる。ただし、全体として高低差がある地形で、約75メートルに達する場所もあるため(資料7)、通学条件によっては一定の考慮すべき要素も存在する。

こういったことからも、教育委員会においては児童の通学上の安全を保持すべく、通学路の状況を把握し、その安全管理について、不断の努力を求めるものである。

なお、この小学校区変更による中学校就学への影響であるが、原則は緑台中学校へ就学し、小学校選択時点で校区外就学を選択する場合は、本市で従来から実施している「校区外就学希望制度」を当該地区の子どもや保護者、地域の方々に対して十分周知し、進学時点で選択できる機会を用意することで対応できるものと考える。

また、両小学校の統合については、緑台中学校との立地なども勘案のうえ、多田

グリーンハイツ地区における統合による利点を最大限に活かした前向きな検討の一環として、既に実施されている「就学前小中連携事業」をさらに推進した小中一貫型小学校・中学校教育をめざすほか、教育的観点で地域の活性化が図れる社会教育施設の新設など、地元の意見をしっかり受け止めながら計画を立案し、まちづくりの視点も考慮した説明をされることを期待する。

さらに、校区変更の時期等については、十分な周知期間が必要であるものの、今後の人口推計を考慮し、教育上の平等性を速やかに確保する必要から、両校に単クラスが出現する見込みの(資料6-1)、平成30年度の新入学生からの校区変更を実施目途とすることが妥当であると考える。

## (2) 清和台地区における校区について

本審議会は、清和台小学校と清和台南小学校を統合せざるを得ないと認める。なお、統合後の校区は、両校区を統合した校区とすることが妥当であるが、統合後に通学距離が遠くなる場合などの負担増に対して、隣接する他の校区への校区外就学を認めるなど個々の実情に応じた丁寧な対応が必要と判断する。

また、統合時期については、平成28年度末の新名神高速道路の開設予定など、周辺まちづくりにおいて大きな環境変化が予想されるため、十分考慮する必要がある。

清和台地区も昭和40年代に開発された大規模団地の一つであり、地区全体の児童数等人口の減少傾向が認められ、教育の十分な展開と教育上における平等性の確保が困難な状況が予想される。(資料5)

また、児童数から見込んだ教員配置数が極めて少数となり、隣接の学校間での規模の格差によって、第1原則の「教育の十全な展開と学校間の教育上における平等性の確保」が困難な状況が予想される。(資料3及び資料4)

このような状況を踏まえたうえで、教育的見地から今後の清和台小学校及び清和台南小学校を検討すると、統合せざるを得ないものと本審議会は判断する。

つぎに、第2原則、第3原則に立ち、通学上の安全及び校区と地域の関係性への配慮の観点から検討すると、通学距離が延びてしまうケースはあるものの、距離、時間ともに文部科学省の基準内であり、さらに清和台小学校及び清和台南小学校の

校区は一つのコミュニティであることから、両校統合後にそれぞれの校区を一体とすることは妥当性が認められる。ただし、本地区も全体として高低差がある地形で、約55メートルに達する場所もあるため(資料8)、通学条件によっては一定の考慮すべき要素も存在する。こういったことからも、教育委員会においては児童の通学上の安全を保持すべく、通学路の状況を把握し、その安全管理について、不断の努力を求めるものである。

なお、この小学校区変更による中学校就学への影響であるが、原則は清和台中学校へ就学し、小学校選択時点で校区外就学を選択する場合は、本市で従来から実施している「校区外就学希望制度」を当該地区の子どもや保護者、地域の方々に対して十分周知し、進学時点で選択できる機会を用意することで対応できるものと考える。

また、両小学校の統合については、清和台中学校との立地等も勘案のうえ、統合による利点を最大限に活かした前向きな検討の一環として、既に実施されている「就学前小中連携事業」をさらに充実させ、地域の活性化が図れる施設の新設など、地元の意見をしっかりと受け止めながら計画を立案し、まちづくりの視点も考慮した説明をされることを期待する。

最後に、校区変更の時期等については、高速道路の建設状況など、今後の人口推計を考慮し、教育上の平等性を速やかに確保する必要から、両校に単クラスが出現する見込みの(資料6-2)平成31年度の新入学生からの校区変更を実施目途とすることが妥当であると考える。

## 審議経過

諮問事項	諮問日 平成26年11月20日	1 川西市の学校規模と今後の学校校区のあり方について 2 川西市立小学校の校区に関すること (1) 多田グリーンハイツ地区における校区について (2) 清和台地区における校区について
------	--------------------	--

開催回数	開催日等	審議内容
第1回	平成26年11月20日	第3回川西市立学校校区審議会 諒問事項の事務局説明
第2回	平成26年12月22日	第4回川西市立学校校区審議会 諒問事項1について審議
第3回	平成27年2月4日	第5回川西市立学校校区審議会 諒問事項2について審議
第4回	平成27年3月17日	第6回川西市立学校校区審議会 諒問事項2について審議
第5回	平成27年4月21日	第7回川西市立学校校区審議会 諒問事項2について審議
第6回	平成27年6月2日	第8回川西市立学校校区審議会 答申案について審議
第7回	平成27年6月30日	第9回川西市立学校校区審議会 答申案について審議 答申

# 川西市立学校校区審議会委員名簿

(選出区分別五十音順、敬称略)

区分	氏名	所属・役職名	備考
学識 経験者	ウスイ トモミ 臼井 智美	大阪教育大学准教授	
	スエザワ セイジ 末澤 誠之	弁護士	
	ヤマノウチ ケンシ 山内 乾史	神戸大学大学教育推進機構・国際協力研究科教授	
学校 長等	イヌイ ユウコ 乾 裕子	川西市立幼稚園長会代表	
	カシワ ナオコキ 柏 直行	川西市立小学校長会代表	
	イイハラ ヒロジ 泉 廣治	川西市立中学校長会代表	
地域 の 代 表	クハラ ケイコ 久原 紫子	牧の台小学校区コミュニティ推進協議会会长	
	コトウ マサノリ 後藤 正順	緑台・陽明地区コミュニティ推進協議会会长	
	ヤスタ 安田 スエヒロ 未廣	川西北コミュニティ連絡協議会会长	
保護 者 の 代 表	ナカイ 中井 ナツサト 成郷	北陵小学校 P T A	
	ニシムラ ミコ 西村 美智子	川西中学校 P T A	
	マキタ 千代子 チヨコ	川西北幼稚園 P T A	

H27.4.1現在

## ○川西市立学校校区審議会規則

平成5年3月31日

教育委員会規則第5号

改正 平成6年3月9日教委規則第3号

平成6年4月14日教委規則第5号

平成10年3月30日教委規則第8号

平成15年3月31日教委規則第5号

平成15年4月25日教委規則第6号

平成17年1月28日教委規則第2号

平成20年3月27日教委規則第2号

平成22年6月18日教委規則第4号

平成27年2月6日教委規則第1号

### (趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)第3条の規定に基づき、川西市立学校校区審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、川西市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 川西市立幼稚園の園区並びに川西市立小学校及び中学校の校区の設定及び変更に関する事項

(2) 川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則(平成16年川西市教育委員会規則第9号)第7条第2項第2号及び付則第2項の規定により意見を求められた事項

### (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

### (委員の任免)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 学校長等

(3) 地域の代表

(4) 保護者の代表

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育推進部学校教育室学務課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、審議会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後最初に行われる審議会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が行う。

付 則(平成6年3月9日教委規則第3号)

この規則は、平成6年3月10日から施行する。

付 則(平成6年4月14日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年3月30日教委規則第8号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成15年3月31日教委規則第5号抄)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成15年4月25日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年1月28日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年3月27日教委規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成22年6月18日教委規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に川西市立学校校区審議会の委員である者の任期については、な  
お従前の例による。

付 則(平成27年2月6日教委規則第1号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。